

令和6年1月1日現在で横手市に住所を有する方のうち、①に該当する方は市県民税の申告が必要ですので、別添の申告書を作成し下記まで送付してください。

【申告書送付先】〒013-8601 横手市中央町8番2号 横手市役所 税務課

◎ 市県民税申告書を郵送する場合の注意点（令和6年3月15日必着）

- ・給与所得・年金所得の源泉徴収票・保険料控除の証明書等の写し、医療費控除の明細書・医療費通知等を添付してください。 ※添付資料は返却しません。
- ・申告書控えの送付が必要な方は、申告書の上部にチェックを入れ、返信用封筒に切手を貼り、宛先を書いて提出してください。
- ・所得税の還付・納付については、別途税務署への確定申告が必要です。

①市県民税の申告が必要な方

- (1) 営業・農業・その他事業を営んでいた方や、不動産、配当、雑、譲渡、一時所得等があった方  
※譲渡所得があった方は、税務署で申告してください。
- (2) 給与または年金所得者で、給与または年金所得以外の所得（農業所得、不動産所得、その他）があった方  
※収入が少なかった方、確定申告が必要のない方であっても市県民税の申告は必要です。
- (3) 前年中に収入がなかった方（遺族・障害者年金、失業保険等の非課税所得のみの方を含む）
- (4) 勤務先から横手市役所に給与支払報告書が提出されていない方  
上記(1)～(4)に当てはまらない場合でも、下記の場合は市県民税の申告をすることが出来ます。  
・医療費控除、扶養控除、寄附金税額控除等を受けようとする方（寄付金のワンストップ特例のみの方を除く）

②市県民税の申告が必要ない方

- (1) 前年中の所得が給与所得のみの方で、正しく年末調整が行われた給与支払報告書が横手市役所へ提出されている方
- (2) 税務署に所得税の確定申告をする方
- (3) 前年中の収入がなく、他の申告者（横手市内の方のみ）の扶養親族として申告されている方
- (4) 前年中の収入が公的年金のみで、源泉徴収票に記載されているもの以外の控除がない方  
上記(1)～(4)の場合でも、所得税の還付又は納付には確定申告が必要です。

ご自身で申告書を作成するのが困難な場合は、会場で申告をすることもできますが、**必ず必要書類をまとめたうえで会場にお越しください。**

申告相談会場で必ず必要なもの

- (1) マイナンバーカード（通知カードと身分証明書でも可） ※申告する方全員分必要です。
- (2) 次の各種控除を受けられる方は、その内容や金額が確認できる領収書、医療費通知、証明書、手帳等  
雑損、医療費、寄附金、社会保険料（国民健康保険税・国民年金保険料・任意継続保険料等）、小規模企業共済等掛金、生命保険料、地震保険料、障害者、勤労学生等  
※「医療費控除の明細書」を事前に作成していない方は、医療費控除の申告は出来ません。
- (3) 給与や公的年金の令和5年分源泉徴収票、報酬等の支払調書等
- (4) 自分で事業を営んでいる方は、収支内訳書（必須）及び仕入売上等の帳簿、必要経費の領収書  
※ 必ず伝票や領収書を整理・集計しておいてください。
- (5) 確定申告のお知らせはがき（税務署から届いている方）